

消防法及び高原地域広域市町村圏組合火災予防条例の施行に関する規則

昭和48年12月27日規則第8号

改正	平成2年5月23日規則第1号	平成4年2月22日規則第1号
	平成6年8月16日規則第5号	平成9年3月31日規則第1号
	平成17年10月24日規則第6号	平成24年11月15日規則第11号
	平成26年8月1日規則第6号	平成28年3月29日規則第10号
	平成29年10月3日規則第9号	令和2年1月8日規則第1号
	令和3年3月26日規則第2号	令和5年10月30日規則第17号
	令和8年2月27日規則第2号	

(目的)

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）及び高原地域広域市町村圏組合火災予防条例（昭和46年条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(消防団員の立入検査の証票の様式)

第2条 法第4条の2第2項において準用する法第4条第2項の規定による証票の様式は、消防団員立入検査証（第1号様式）とする。

(指定消防水利の変更等の届出の様式)

第3条 法第21条第3項の規定による届出書の様式は、指定消防水利変更（廃止、使用不能）届出書（第2号様式）とする。

(火災警報の発令の基準)

第4条 法第22条第3項の規定による火災に関する警報（以下「火災警報」という。）は、次の基準により必要と認められる場合において発令する。

- (1) 実効湿度60パーセント以下で、最低湿度40パーセントを下り、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき。
- (2) 平均風速10メートル以上の風が連続して1時間以上吹く見込みのとき。

(林野火災注意報の発令及び解除の基準)

第4条の2 条例第29条の8の規定による林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）は火災警報が発せられている場合を除き、気象等の状況が次のいずれかに該当する場合において、火災予防上必要があると認めるときに発令する。ただし、当日に降水が見込まれる場合又は積雪がある場合は、この限りでない。

- (1) 林野火災注意報を発令する日（以下「発令日」という。）前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で、かつ、発令日前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき。
- (2) 発令日前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で、かつ、乾燥注意報が発表されているとき。

2 林野火災注意報を発令している場合において、前項各号のいずれにも該当しなくなった場合は、当該林野火災注意報を解除するものとする。

(林野火災警報の発令及び解除の基準)

第4条の3 条例第29条の9の規定による林野火災の予防を目的とする火災に関する警報(以下「林野火災警報」という。)は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合、かつ、強風注意報が発表されている場合において、火災予防上必要があると認めるときに発令する。

2 林野火災警報を発令している場合において、前条第1項各号のいずれにも該当しなくなった場合又は強風注意報が解除された場合は、当該林野火災警報を解除するものとする。

(林野火災注意報及び林野火災警報に関する事項)

第4条の4 前2条の規定による林野火災注意報及び林野火災警報に係る実施要領並びに条例第29条の8第3項及び第29条の9の規定による火の使用制限に係る対象区域の指定に係る事項については、別に定める。

(火気使用制限区域の標識)

第5条 法第23条の規定により、たき火又は喫煙の制限は、一般に公示して行なうものとする。

2 前項の規定により制限した区域には、第3号様式の標識を掲げるものとする。

(火災等通報場所の指定)

第6条 法第24条第1項(法第36条において準用する場合を含む。)の規定により火災発見者の通報する場所は、消防署(分署を含む。)から遠隔の地域若しくは通報施設のない地域にあつては、もよりの市役所又は消防団(分団)若しくは警察署の交番(駐在所)とする。

(標識類等の大きさ及び色別)

第7条 条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第1項第5号及び第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第17条第3号、第23条第2項及び第4項第2号、第31条の2第2項第1号、第33条第3項、第34条第2項第1号並びに第39条第4号の規定による標識類等の大きさ及び色は別表第1のとおりとする。

(禁止行為の解除承認申請書及び承認書)

第8条 条例第23条第1項の消防長が指定する場所において、業務上喫煙し、裸火を使用し、又は当該場所に次の各号に掲げる危険な物品(常時携帯するもので軽易なものを除く。)を持ち込む場合の同条同項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、禁止行為の解除承認申請書(第4号様式)により申請しなければならない。

(1) 法別表に掲げる危険物及び危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第4に掲げる指定可燃物

(2) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1項に掲げる可燃性ガス

(3) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に掲げる火薬類及び第2項に掲げるがん具煙火

2 前項の規定による承認申請があった場合は、内容の審査及び調査を行い、承認するときは申請者に禁止行為の解除承認書（第4号様式の1）を交付する。

（指定催しの指定通知書の様式）

第9条 条例第42条の2第3項の規定による通知書の様式は、指定催しの指定通知書（第5号様式）とする。

（火災予防上必要な業務に関する計画提出書の様式）

第10条 条例第42条の3第2項の規定による計画提出書の様式は、火災予防上必要な業務に関する計画提出書（第6号様式）とする。

（防火対象物の使用開始の届出書の様式）

第11条 条例第43条の規定による届出書の様式は、防火対象物使用開始届出書（第7号様式及び第7号様式の1）とする。

（火を使用する設備等の設置届出書の様式）

第12条 条例第44条の規定による届出書の様式は、次の各号のとおりとする。

(1) 条例第44条第1号、第2号、第3号、第3号の2、第4号、第5号、第6号、第6号の2、第7号、第7号の2、第8号及び第8号の2に定める設備を設置する場合、炉（厨房設備、ボイラー、温風暖房機、給湯湯沸設備、乾燥設備、簡易サウナ設備、一般サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機）設置届出書（第8号様式）

(2) 条例第44条第9号、第10号、第11号、第12号及び第13号に定める設備を設置する場合、変電設備（急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備、蓄電池設備）設置届出書（第9号様式）

(3) 条例第44条第14号に定める設備を設置する場合、ネオン管灯設備設置届出書（第10号様式）

(4) 条例第44条第15号に定める設備を設置する場合、水素ガスを充填する気球の設置届出書（第11号様式）

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出書の様式）

第13条 条例第45条第1項の規定による届出書の様式は、次の各号のとおりとする。ただし、軽易又は緊急なもので消防長がやむを得ないと認める場合は、口頭で申し出て届出にかえることができる。

(1) 条例第45条第1項第1号に定める行為をする場合、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書（第12号様式）

- (2) 条例第45条第1項第2号に定める行為をする場合、煙火打上げ（仕掛け）届出書（第13号様式）
- (3) 条例第45条第1項第3号に定める行為をする場合、催物開催届出書（第14号様式）
- (4) 条例第45条第1項第4号に定める行為をする場合、水道断（減）水届出書（第15号様式）
- (5) 条例第45条第1項第5号に定める行為をする場合、道路工事届出書（第16号様式）
- (6) 条例第45条第1項第6号に定める露店等を開設する場合、露店等の開設届出書（第17号様式）

（少量危険物等の貯蔵又は取扱い等の届出書の様式）

第14条 条例第46条第1項の規定による届出書の様式は少量危険物（指定可燃物）貯蔵（取扱い）届出書（第18号様式）とする。

- 2 条例第46条第2項の規定による届出書の様式は、少量危険物（指定可燃物）貯蔵（取扱い）廃止届出書（第19号様式）とする。

（少量危険物等のタンク検査申請書及び検査済証）

第14条の2 条例第47条の規定による申請書の様式は、少量危険物（指定可燃物）タンク検査申請書（第20号様式）とする。

- 2 前項の規定による検査をした場合において、検査基準に適合しているときは、申請者に対して少量危険物（指定可燃物）タンク検査済証（第21号様式）を交付する。

（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

第15条 条例第47条の2第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

- 2 条例第47条の2第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

（公表の手続）

第16条 条例第47条の2第1項の公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、島原地域広域市町村圏組合ホームページへの掲載により行う。

- 2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- (3) その他消防長が必要と認める事項  
（委任）

第17条 この規則の施行について必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年5月23日規則第1号）

この規則は、平成2年5月23日から施行する。

附 則（平成4年2月22日規則第2号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年8月16日規則第5号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第1号抄）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月24日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年11月15日規則第11号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成26年8月1日規則第6号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月3日規則第9号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月8日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第2号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月30日規則第17号）

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和8年2月27日規則第2号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

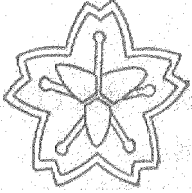
別表第1 (第7条関係)

標識類の大きさ及び色別

標 識 類 の 種 類	大 き さ		色 別	
	幅	長さ	地	文字
燃料電池発電設備 変電設備 急速充電設備 発電設備 蓄電池設備	15以上	30以上	白	黒
} である旨の標識				
水素ガスを充填する気球の掲揚場所の立入を禁ずる旨の表示	30以上	60以上	赤	白
「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持ち込み厳禁」を表示した標識	25以上	50以上	赤	白
「喫煙所」と表示した標識	30以上	10以上	白	黒
少量危険物 } を貯蔵し、又は取り扱っている旨並びに危険物品名及び最大数量を記載した標識 指定可燃物	30以上	60以上	白	黒
定員表示板	30以上	25以上	白	黒
満員札	50以上	25以上	赤	白
条例第31条の2第2項第1号に定める防火に関する掲示板は、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第18条第1項第4号及び第5号の規定を適用する。				

第1号様式（第2条関係）

表

契	消防団員立入検査証		
	No.	交付年月日	年 月 日
	職名		
	氏名		
島原地域広域市町村圏組合消防長 ㊤			

裏

- 1 この証票は消防法第4条の2第2項の規定により立入検査を行なう消防団員が携帯し、関係人の請求があったときは、これを提出しなければならない。
- 2 この証票を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証票を紛失したときは、ただちにその旨を届け出なければならない。
- 4 資格を喪失したときは、この証票を返還しなければならない。

- 1 大きさは縦5センチメートル、横8センチメートルとする。
- 2 地は白色、消防団マーク及び文字は黒色とする。

第2号様式（第3条関係）

変更  
 指定消防水利 廃止 届出書  
 使用不能

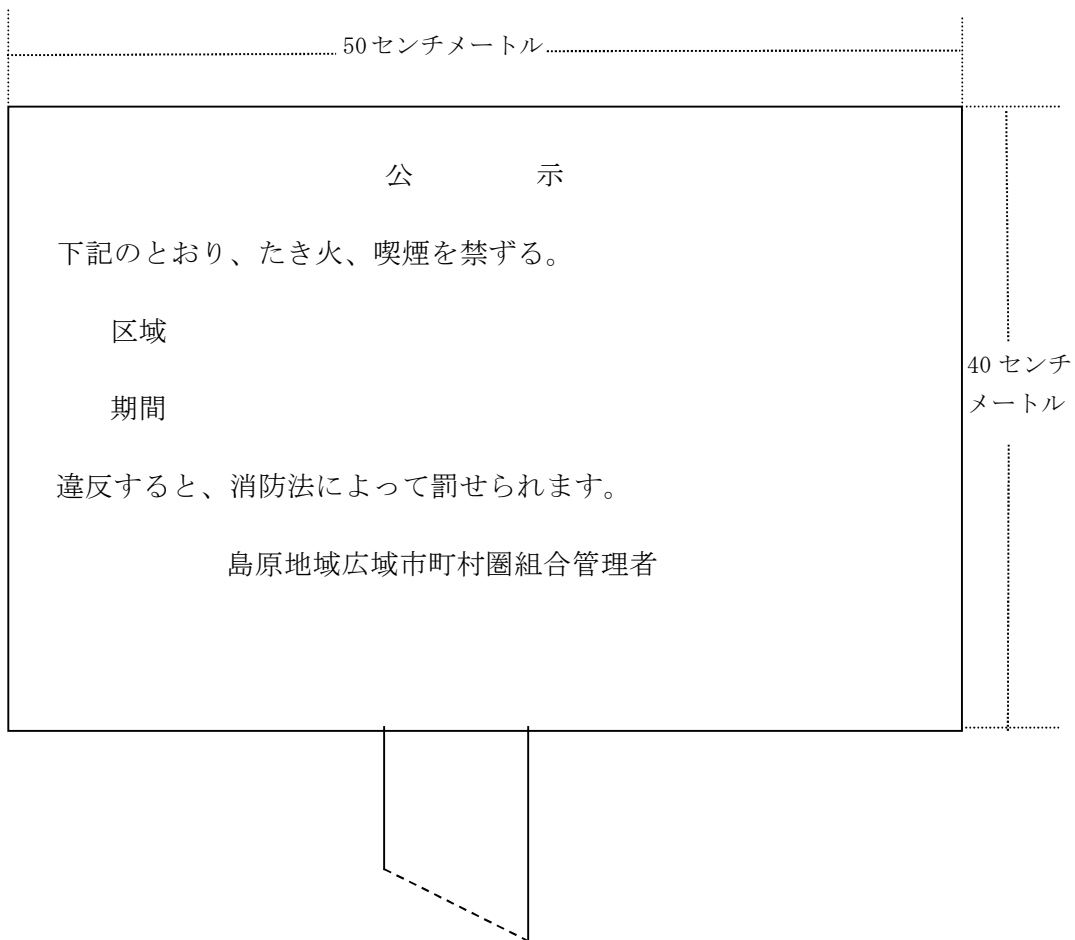
年 月 日	
島原地域広域市町村圏組合 消防長 様	
届出者	住所 氏名
(電話 )	
指定消防水利の所有者、管理者又は占有者	
住所 氏名	
水利の種別	
変更、廃止年月 日又は使用不能 期間	
変更、廃止又は 使用不能の理由	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあってはその名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

第3号様式（第5条関係）

..... 50センチメートル.....

<p>公 示</p> <p>下記のとおり、たき火、喫煙を禁ずる。</p> <p>区域</p> <p>期間</p> <p>違反すると、消防法によって罰せられます。</p> <p>島原地域広域市町村圏組合管理者</p>	40センチ メートル
---	---------------



- 1 地色は、白色とする。
- 2 「たき火、喫煙」の文字は赤色とする。
- 3 その他の文字は、黒色とする。

第4号様式（第8条関係）

禁止行為の解除承認申請書

年 月 日			
島原地域広域市町村圏組合 消防長 様 申請者 住 所 (電話 ) 氏 名			
島原地域広域市町村圏組合火災予防条例第23条第1項ただし書の規定による指定場所における禁止行為について、解除の承認を受けたいので下記のとおり申請します。			
防火対象物	所在地	電話	
	名称		
	用途	防火管理者	
指定場所	階・用途	階・用途：	
	名称		
	構造	造・内装仕上：	
解除を受けようとする行為	種類	喫 煙 ・ 裸火使用 ・ 危険物品持込み	
	期間	年 月 日 から	年 月 日まで
	理由		
	内容		
行為者	住所		
	職業		
	氏名		
火災予防上講じた処置			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 指定場所の詳細図及び当該場所付近の概要図を添付すること。
- 3 行為者が2人以上の場合は、その所属、氏名を記載した書類を添付すること。
- 4 ※欄には、記入しないこと。

第4号様式の1 (第8条関係)

禁止行為の解除承認書

島 消 予 第 号  
年 月 日

様

島原地域広域市町村圏組合  
消 防 長

年 月 日付で、申請された島原地域広域市町村圏組合火災予防  
条例第23条第1項ただし書きの規定による指定場所における禁止行為について、  
下記のとおり承認します。

防火対象物	所在地	電話		
	名称			
	用途	( )	防火管理者	
指定場所	階・用途	階 ・ 用途：		
	名称			
	構造	造 ・ 内装仕上：		
解除を受けようとする行為	種類	喫煙 ・ 裸火使用 ・ 危険物品持込み		
	期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	理由			
	内容			
行為者	住所			
	職業			
	氏名			
火災予防上講じた措置				
解除承認の条件				

指定催しの指定通知書

島消予第 号  
年 月 日

（催しを主催する者） 様

島原地域広域市町村圏組合  
消防長

島原地域広域市町村圏組合火災予防条例第42条の2第3項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

教 示

- 1 この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合管理者に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合を被告として（訴訟において島原地域広域市町村圏組合を代表する者は、管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第6号様式（第10条関係）

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年 月 日		
島原地域広域市町村圏組合 消防長 様		
届出者 住所 (電話 ) 氏名 (法人の場合は、名称及び代表者) 防火担当者 住所 (電話 ) 氏名		
別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。		
指定催しの開催場所		
指定催しの名称		
開催期間	自 年 月 日 至 年 月 日	開催時間 開始 時 分 終了 時 分
一日当たりの人出予想人員	露店等の数	
使用火気等	<input type="checkbox"/> コンロ等の火を使用する器具 <input type="checkbox"/> ガソリン等の危険物 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
その他必要事項		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 □印のある欄には、該当の□にレを付けること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

防火対象物使用開始届出書

①

島原地域広域市町村圏組合 消防長 様						年 月 日
届出者 住所 氏名				(電話 )		
所在地	電話					
名称			主用途			
建築確認年月日			建築確認番号	第 号		
※消防同意年月日			※消防同意番号	第 号		
工事着手 年月日			工事完了 (予定) 年月日	使用開始 (予定) 年月日		
他の法令による許認可						
敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>	延面積	m <sup>2</sup>	
従業員数			公開時間 又は従業員 時間			
屋外消火栓、動力消防ポンプ、消防用水の概要						
その他必要な事項						
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄			

防火対象物棟別概要(第号)	用 途		構 造					
	種別 階別	床面積 m <sup>2</sup>	用 途	消 防 用 設 備 等 の 概 要				特殊消防 用 設 備 等 の 概 要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施 設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	合 計							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに「第4号様式の1防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付すること。
- 3 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
- 5 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書（消火器、避難器具等の配置図を含む）を添付すること。

第7号様式の1 (第11条関係)

防火対象物棟別概要追加書類

防火対象物棟別概要 (第 号)	用 途		構 造					
	種別 階別	床面積 m <sup>2</sup>	用 途	消 防 用 設 備 等 の 概 要				特殊消防 用設備等 の 概 要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施 設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

防火対象物棟別概要 (第 号)	用 途		構 造					
	種別 階別	床面積 m <sup>2</sup>	用 途	消 防 用 設 備 等 の 概 要				特殊消防 用設備等 の 概 要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施 設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

第8号様式（第12条関係）

炉・厨房設備  
 温風暖房機・ボイラー  
 給湯湯沸設備  
 乾燥設備  
 簡易サウナ設備                      設置届出書  
 一般サウナ設備  
 ヒートポンプ冷暖房機  
 火花を生ずる設備  
 放電加工機

年 月 日						
島原地域広域市町村圏組合 消防長                                      様				届出者 住所 氏名                                      (電話                                      )		
防火対象物	所在地	電話				
	名称		主要用途			
設置場所	用途		床面積	m <sup>2</sup>	消防用設備等又は特殊消防用設備等	
	構造		階層			
届出設備	設備の種類					
	着工（予定）年月日			竣工（予定）年月日		
	設備の概要					
	使用する燃料・熱源・加工液		種類		使用量	
安全装置						
取扱責任者の職氏名						
工事施工者	住所	電話				
	氏名					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄			

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあつては、「屋外」と記入すること。
  - 4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
  - 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
  - 6 ※印の欄は、記入しないこと。
  - 7 当該設備の設計図書を添付すること

第9号様式（第12条関係）

変電設備  
 急速充電設備  
 燃料電池発電設備  
 発電設備  
 蓄電池設備

設置届出書

島原地域広域市町村圏組合 消防長						様		年 月 日	
届出者 住所 氏名						(電話 )			
防 対 象 火 物	所 在 地		電 話						
	名 称		用途						
設 置 場 所	構 造		場 所		床 面 積				
			屋内 ( 階)・屋外		m <sup>2</sup>				
	消防用設備等又は特殊消防用設備等		不燃区画		有・無		換気設備		有・無
届 出 設 備	電 圧		V		全出力又は蓄電池容量		kW kWh		
	着工(予定)年月日		竣工(予定)年月日						
	設 備 の 概 要		種 別		キュービクル式(屋内・屋外)・その他				
主任技術者氏名									
工 事 施 工 者	住 所		電 話						
	氏 名								
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄				

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 電圧欄には、変電設備にあっては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
  - 全出力又は蓄電池容量の欄には、変電設備、急速充電設備、燃料電池発電設備又は発電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては蓄電池容量（定格容量）を記入すること。
  - 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
  - ※印の欄は、記入しないこと。
  - 当該設備の設計図書を添付すること。

第10号様式（第12条関係）

ネオン管灯設備設置届出書

島原地域広域市町村圏組合 消防長 様		年 月 日
届出者 住所 氏名		(電話 )
防 対 象 火 物	所 在 地	電 話 番
	名 称	用 途
届 出 設 備	設 備 容 量	
	着工（予定）年月日	竣工（予定）年月日
	設 備 の 概 要	
工 事 施 工 者	住 所	電 話
	氏 名	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とすること。
  - 2 法人にあってはその名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 届出設備の概要欄に書き込めない事項は別紙に記載して添付すること。
  - 4 ※印の欄は記入しないこと。
  - 5 当該設備の設計図書を添付すること。

第11号様式（第12条関係）

水素ガスを充てんする気球の設置届

島原地域広域市町村圏組合 消防長 様										年 月 日	
届出者 住所 氏名										(電話 )	
設置請負者		住所								(電話 )	
		氏名									
看視人		氏名		他名							
設置期間		掲揚		自		至					
		けい留		自		至					
設置目的											
設 置 場 所	地名・地番										
	地上又は屋上別		用途		立入禁止の方法						
充填又は作業の方法		日時				場所					
		方法				ガス置場					
構 造	気球型		直径				材質				
			体積				厚さ				
	掲鋼				太さ						
	電飾	電球の定格電圧		灯数				配線方式		直列・並列	
		電線の種類									
総重量								その他必要な事項			
支持方法		掲揚									
		けい留									
※ 受付欄						※ 経過欄					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 ※印欄は、記入しないこと。  
 4 設置場所附近の見取図、気球の見取図及び、電飾の配線図（電飾を付設するものに限る）を添付すること。

第12号様式（第13条関係）

火災とまぎらわしい煙又は火炎を發するおそれのある行為の届出書

島原地域広域市町村圏組合 消防長 様		年 月 日
		届出者 住所 (電話 ) 氏名
発生予定日時	自 至	
発生場所		
燃焼物品名及び数量		
目的		
その他必要な事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

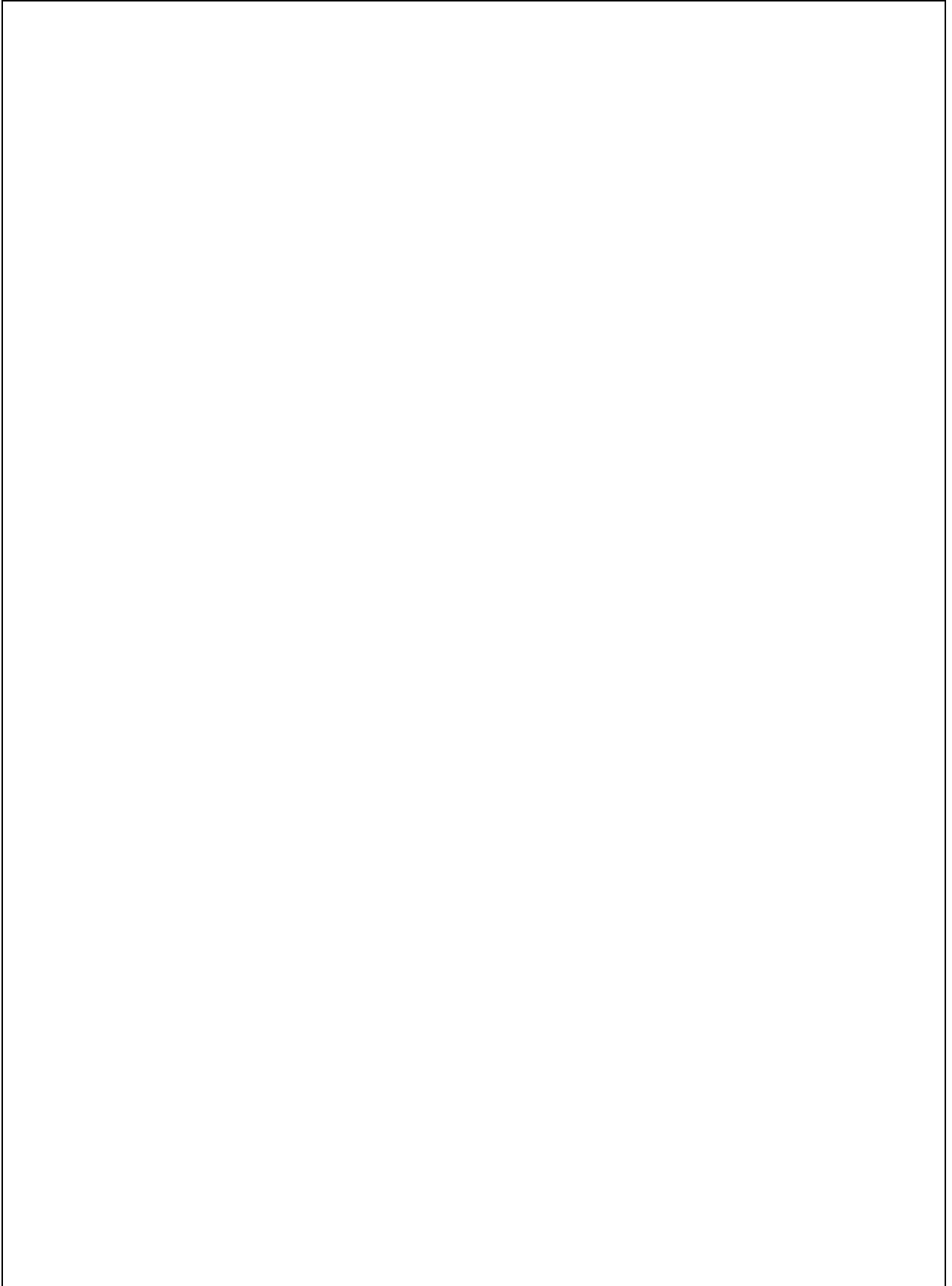
- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要、その他参考事項を記入すること。
  - 4 ※印欄は、記入しないこと。

煙火 仕上げ 届出書  
仕掛け

島原地域広域市町村圏組合 消防長 様		年 月 日
届出者 住所 氏名		(電話 )
仕上げ 予定日時 仕掛け	自 至	
仕上げ 場所 仕掛け		
周 囲 の 状 況		
煙火の種類及び数量		
目 的		
その他必要な事項		
仕上げ、仕掛けに直 接従事する責任者の 氏名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。  
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 ※印の欄は記入しないこと。  
 4 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。  
 5 仕上げ、仕掛け場所の略図を添付すること。

附近見取図



第14号様式（第13条関係）

催物開催届出書

島原地域広域市町村圏組合 消防長 様		年 月 日	
届出者 住所 氏名		(電話 )	
防 対 火 象 物	所在地		
	名 称	本来の用途	
使 用 箇 所	位 置	面 積	客 席 の 構 造
		m <sup>2</sup>	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要		
使 用 目 的			
使 用 期 間		開 催 時 間	
収 容 人 員		名	避 難 誘 導 及 び 消 火 活 動 に 従 事 で き る 人 員 名
防 火 管 理 者 氏 名			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。  
 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

第15号様式（第13条関係）

水道 断 減 水届出書

島原地域広域市町村圏組合 消防長 様		年 月 日
届出者 住所 氏名		(電話 )
断 減 水予定日時	自 至	
断 減 水予定期日	自 至	
工 事 場 所		
理 由		
現 場 責 任 者	電話	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 ※印欄は記入しないこと。  
 4 断・減水区域の略図を添付すること。

第16号様式（第13条関係）

道路工事届出書

島原地域広域市町村圏組合 消防長 様		年 月 日
届出者 住所 氏名		(電話 )
工事予定日時	自 至	
路線及び箇所		
工事内容		
現場責任者氏名	電話	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 ※印の欄は記入しないこと。  
 4 工事施工区域の略図を添付すること。

第17号様式（第13条関係）

露店等の開設届出書

島原地域広域市町村圏組合 消防長 様				年 月 日			
届出者 住所 氏名				(電話 )			
開 設 期 間	自 年 月 日	至 年 月 日	営 業 時 間	開始 時 分	終了 時 分		
開 設 場 所							
催 し の 名 称							
開 設 店 数			消 火 器 の 設 置 本 数				
現 場 責 任 者 氏 名	(電話 )						
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

第18号様式（第14条関係）

少量危険物 貯蔵 届出書  
 指定可燃物 取扱い

島原地域広域市町村圏組合 消防長 様				年 月 日
届出者 住所 氏名			(電話 )	
貯蔵又は取扱いの 場所	所在地			
	名 称			
類、品名及び最大 数量	類	品 名	最大貯蔵数量	一日最大 取扱数量
貯蔵又は取扱方法 の概要				
貯蔵又は取扱場所 の位置構造及び設 備の概要				
消防用設備等又は 特殊消防用設備等 の概要				
貯蔵又は取扱いの 開始予定期日又は 期間				
その他必要な事項				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。  
 4 貯蔵又は取扱いの場所の略図を添付すること。

第19号様式（第14条関係）

少量危険物 貯蔵 廃止届出書  
 指定可燃物 取扱い

島原地域広域市町村圏組合 消防長 様				年 月 日
届出者 住所 氏名			(電話 )	
貯蔵又は取扱い の場所	所在地			
	名称			
類、品名及び最 大数量	類	品 名	最大貯蔵数量	一 日 最 大 取 扱 数 量
貯蔵又は取扱方 法の概要				
貯蔵又は取扱場 所の位置、構造 及び設置の概要				
消防用設備等又 は特殊消防用設 備等の概要				
廃止年月日	年 月 日			
廃 止 理 由				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。  
 4 貯蔵又は取扱いの場所の略図を添付すること。

第20号様式（第14条の2 関係）

少量危険物  
指定可燃物 タンク検査申請書

年 月 日			
島原地域広域市町村圏組合 消防長 様		申請者 住所 (電話 ) 氏名	
島原地域広域市町村圏組合火災予防条例第 47 条の規定に基づく検査を受けたいので、島原地域広域市町村圏組合手数料条例に定める手数料を添えて下記のとおり申請します。			
設置者	住所	電話	
	氏名		
検査の種類別		水張検査	水圧検査
危険物の類・品名		第 類	品名
タンクの構造	形状	容量	ℓ
	寸法	mm	
	材質記号 及び板厚		
タンクの最大常用圧力			
検査希望年月日		年 月 日	
タンク製造者及び製造 年 月 日		年 月 日	
その他			
※ 受付欄		※ 経過欄	※ 手数料

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
 2 ※欄には記入しないこと。  
 3 設計図書及び仕様書等の必要図書を添付すること。

第21号様式（第14条の2 関係）

正

少量危険物  
指定可燃物 タンク検査済証

水張又は水圧検査の別				
検査圧力		kPa		
タンクの構造	形状		容量	ℓ
	寸法	mm		
	材質記号 及び板厚			
製造者及び製造年月日		年 月 日		
タンク検査番号 第 号 年 月 日		島原地域広域市町村圏組合 消防長		

副

少量危険物  
指定可燃物 タンク検査済証

検査圧力		kPa
検査番号	第 号	
検査年月日	平成 年 月 日	
島原地域広域市町村圏組合		

50 mm

70 mm

- 備考 1 このタンク検査済証は、金属板（地色は黒・文字は金色の浮出し厚さ0.5mm）とする。  
2 このタンク検査済証は、タンクの見易い箇所に取り付けること。